

成年後見制度のご相談は 玉野市成年後見 支援センターまで!



認知症や障害のある方（本人）とご家族、関係者の皆様のご相談を受け付け、本人の意思を可能な限り尊重し、誰もが安心して地域で生活できるよう、生活支援や法的支援の検討を行う専門的な相談支援機関です。

お金の管理が不安になってきた

親が高齢になり障害のある子供のことが心配になった

認知症の親が必要のない高額な物を何度も購入している

身寄りがなく将来の生活が不安

主な機能

成年後見制度に関する普及啓発と相談支援

成年後見制度利用のための申立て支援と市長申立ての判断等

市民後見人等の養成と後見人等の相談支援

玉野市成年後見支援センター

コール・ヨウゴ

☎0863-32-5645 (平日8:30~17:15)

〒706-8510 玉野市宇野1丁目27番1号

玉野市役所1階 長寿介護課内

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



禁無断転載©東京法規出版
KG012800-V15

いざというときのために 大切な人のために

成年後見制度 利用ガイド

認知症になったら
どうしよう…

ひとり暮らしの
親が心配…



自分の将来のために・大切な人のために
成年後見制度の利用を考えてみませんか

玉野市

成年後見制度ってどんな制度なの？



みなさんの暮らしや権利を守る制度です



認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、介護、福祉サービスを利用するための手続きや、不動産や預貯金などの財産管理が難しい場合があります。

また、悪質商法の被害にあうおそれもあります。
このような判断能力が不十分な人を保護し、支援するのが**成年後見制度**です。

いざというときのために

成年後見制度が暮らしを守ります

軽度の認知症でひとり暮らしの母親が、悪質商法にだまされて業者と契約をしてしまいました。



息子である自分が保佐人となっていたので、自分が同意していない契約を取り消すことができました。



最近もの忘れがひどく、預貯金の出し入れなど金銭の管理に自信がありません。また、介護や支援が必要になったときの手続きもひとりではできるか不安です。



判断能力があるうちに、金銭の管理や介護施設への入所手続きなどを、自分に代わって行ってくれる人を決めることができました。



今は元気でも将来に不安がある人や、今すぐにでも支援を必要としている人など、成年後見制度はさまざまなケースで活用できます



将来の不安に備えたい人は…

任意後見制度 [4ページ](#)

判断能力が十分にある人が、将来的な認知症などの不安に備えて、あらかじめサポートしてもらう代理人（任意後見人）と、サポートしてもらう内容を決めておく制度です。

たとえば…

- 将来、認知症などで判断能力が低下したときに備えておきたい。
- 親の自分が面倒を見られなくなったあとの知的障害のある子どもの暮らしが心配。



今すぐにでも支援が必要な人は…

法定後見制度 [5ページ](#)

判断能力が不十分な人を支援します。本人の判断能力の程度によってさらに3種類に分けられます。

後見 ほとんど判断ができない人

たとえば…

- 判断がしっかりしているときがほとんどない。
- ひとりでは、ほとんど何もできない。



保佐 判断能力が著しく不十分な人

たとえば…

- 買い物など日常生活で支障が出ることが多い。
- 判断がしっかりしているときもある。



補助 判断能力が不十分な人

たとえば…

- もの忘れが多くなった。
- 自分の判断に自信が持てなくなった。



将来の不安を安心に…

任意後見制度

任意後見制度とは、現在は判断能力の十分ある人が、認知症などで判断能力が不十分になったときに備えて、財産管理や身上保護に関する法律行為を本人に代わって行う人（任意後見人）と支援の範囲をあらかじめ自ら決めておく制度です。

財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約などについての助言や支援を行います。

身上保護 (身上監護)

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活に関わってくる契約などを支援します。

任意後見制度の利用のしかた

任意後見の依頼と公正証書の作成

本人と後見を依頼された人（任意後見受任者）が支援する範囲など任意後見の内容を話し合っ決め、公正証書を作成し、正式に契約を交わします。

任意後見人への報酬は、本人と任意後見受任者との契約で決めた金額となります。公正証書作成の諸費用がかかります。



家庭裁判所への申立て

本人の判断能力が十分でなくなったとき、本人や家族などが家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。

申立てに必要な書類や費用については、申立てをする家庭裁判所にご確認ください。

●任意後見監督人

本人が選んだ任意後見人がきちんと仕事をしているかをチェックする人です。

申立てができる人

本人、配偶者、四親等内の親族など

任意後見監督人が選任され、支援が始まります

任意後見監督人が選任され、任意後見受任者は正式に任意後見人となります。

すでに判断能力が十分でない人へのサポート

法定後見制度

法定後見制度は、判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられ、本人や親族などの申立てによって家庭裁判所で選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が支援します。



◆法定後見制度の種類と内容

種類	後見	保佐	補助
利用できる人	日常生活で、判断能力がほとんどない人	日常生活で、判断能力が著しく不十分な人	日常生活で、判断能力が不十分な人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
支援する人が与えられる権限	代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為
	同意権 ・ 取消権	日常生活に関する行為*以外のすべての行為（取消権のみ）	法律上定められた重要な行為
		本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為

*日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、取り消しの対象にはなりません。

代理権

成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約など法律行為を行える権限です。

同意権

本人が契約など法律行為を行う場合には、成年後見人等の同意が必要であるという権限です。

取消権

成年後見人等の同意がないまま、本人が法律行為を行った場合に、その法律行為を取り消せる権限です。

法定後見制度の利用のしかた

家庭裁判所への申立て

- 本人の居住地を管轄する家庭裁判所に申し立てます
- 申立書類をもとに家庭裁判所が本人、申立人、後見人候補者と面談します

申立てに必要な書類と費用のめやす

- 1 申立書
- 2 本人の戸籍謄本・住民票
- 3 登記されていないことの証明書(本人)(300円)
- 4 医師の診断書
- 5 申立手数料(収入印紙800円、後見開始の場合)
- 6 登記嘱託手数料(収入印紙2,600円)
- 7 郵便切手(合計4,000円程度)
- 8 鑑定料(鑑定が必要な場合)(5万円程度)

※診断書より詳しい内容が求められる場合、家庭裁判所が指定する医師が鑑定を行います。



申立てができる人

本人、配偶者、四親等内の親族など

審理が開始されます

本人の精神的な障害の程度や生活状況を確認します。本人の判断能力について、医師などが鑑定を行うことがあります。

また、本人や家族などから申立ての理由をたずね、成年後見人等の候補者がいる場合は、適格かどうか事情を聞きます。

成年後見人等を選任します

家庭裁判所で、成年後見人等にもっとも適切だと思われる人を選任します。



成年後見人等が支援を開始します

支援する人(成年後見人など)にはどのような人が選ばれるの?



配偶者や親族・知人以外でも、法律や福祉の専門家、法人(社会福祉協議会や成年後見センター・リーガルサポートなど)など、家庭裁判所が本人にとって最も適切と思われる人や法人が選任されます。また、複数の成年後見人等を選任する場合があります。そのほか、成年後見制度の知識に関して、一定の研修を受け、家庭裁判所から選任された「市民後見人」の活動が行われている地域もあります。

後見人に依頼できないこともありますか?



医療行為の同意など、後見人の仕事に含まれないものがあります。

入院や施設入所時の身元保証人・身元引受人になること、食事の世話や実際の介護は後見人の仕事ではありません。手術などの医療行為の同意も行うことはできません。また、遺言や結婚、離婚、養子縁組など、本人の身分に関わる行為を本人に代わって行うこともできません。

後見人への報酬は決まっているのですか?



家庭裁判所が本人の支払能力に応じた金額を決定します。

後見人への報酬の額は、本人の財産や事務内容などに応じて家庭裁判所が決定します。また、本人の財産が少なく支払いが困難であっても、市が費用助成を行う「成年後見制度利用支援事業」を利用できる場合があるので、お問い合わせください。

制度利用の申立てをできる人がいない場合

法定後見制度を利用するための申立ては、通常は本人や配偶者、親族が行います。しかし、身寄りがなく、また本人も申立てが困難なほど判断能力が不十分な場合や、申立てができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市区町村長が申立てをすることができます。

くわしくは、玉野市成年後見支援センター(☎32-5645)や地域包括支援センター(☎33-6600)にお問い合わせください。

